オペレーショナル・リスク管理におけるデータ・コンソーシアムのご案内

ニューメリカルテクノロジーズ株式会社

１．データ・コンソーシアムについて

（１） 概要

- オペレーショナル・リスク計測に必要なデータ収集を目的とした中立的組織です。

（２） 弊社の「データ・コンソーシアム」について

- 本組織の運営は弊社が行います。
- 参加できるのは、BIS 規制またはこれに準ずる国内規制下の金融機関のみです。
- 集約情報を除き、収集した個別金融機関データは非公開です（会員金融機関との間で機密保持契約）。
- 同等機能を持つ他機関（他のデータ・コンソーシアム）からデータを受領する形式も可能です。その場合でも上記非公開原則は同じです。

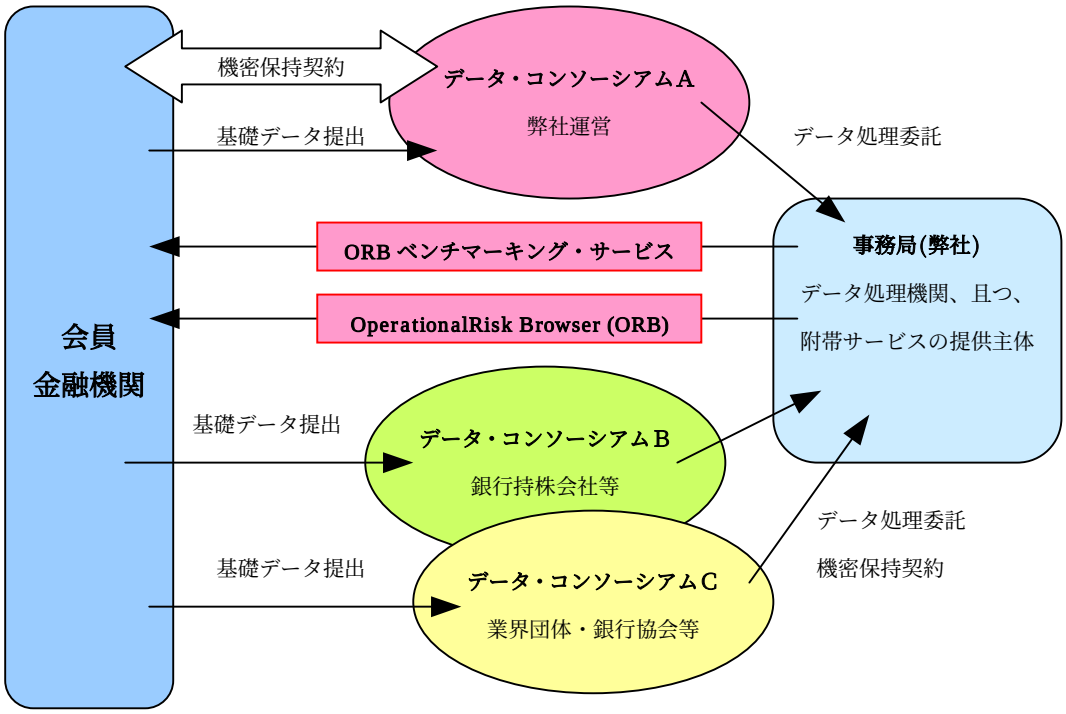

２．サービスの内容

（１） サービス・メニュー

サービス名	サービス概要	対象	データ・コンソーシアムへの参画	ORB ベンチマーキング・サービス	Operational Risk Browser 使用権許諾
ORB アドバンスト・サービス	オペレーショナルリスク管理に関わるデータとシステムをオールインワンでご提供します	BIS 自己資本比率規制、およびこれに準ずる国内規制の対象下にある金融機関	○	○ （注１）	○ （注２）
ORB スタンダード・サービス	オペレーショナルリスクのベンチマークのみを受けるサービスです		○	○ （注１）	―
ORB エンタープライズ・サービス	金融機関以外の方、あるいは独自にシステム構築を希望される方を対象とするご提案です	限定せず	―	―	○ （注３）

（注１） 参加された金融機関は、年２～４回行われる ORB ベンチマーキング・サービスのデータ出期限までに Excel 形式で自行（自社）データを提出し、参加金融機関全体の集約統計情報と、自行（自社）の相対的な成績を示すベンチマーク・レポートを受け取ります。ただし、期限までに自行（自社）データを提出されなかった場合は本サービスの対象とはなりません。

（注２） リスク計測機能のみの OperationalRisk Browser スタンドアローン型ハードソフト一式をご提供します。ORB ベンチマーキング・サービスと同一の入力データを使用し、定期的にデータベースをアップデートしていきます。ただし、ORB ベンチマーキング・サービスのデータ提出期限までに自行（自社）データを提出されなかった場合は本サービスの対象とはならず、提供システムのメンテナンスも免責とさせて頂きます。

（注３） OperationalRisk Browser のフル機能版をご提供します。フル機能版に含まれる内部データ収集機能を利用する場合、導入先の状況に応じたカスタマイズが必要です。このため導入に際しては個別にご相談させて頂きます。

（２） サービス対価

サービス名	ご提案価格１ （2002 年 3 月までに参加された場合）	ご提案価格 2 （2002 年 4 月以降に参加された場合）
ORB アドバンスト・サービス	年会費：48 万円（注 1） （2002 年 4 月以降の年会費として） 初年度会費：20 万円 （2002 年 3 月までの会費として） （注 3）（注 5）	（注 2）（注 5）
ORB スタンダード・サービス	年会費：28 万円 （注 1） （2002 年 4 月以降の年会費として） 初年度会費：無償 （2002 年 3 月までの会費として）	（注 2）
ORB エンタープライズ・サービス	利用権許諾費用及び初期導入費用：3,000 万円から 年間保守費用：300 万円から （注 4）（注 5）	

（注１） 2002 年 3 月までに参加頂いた場合の会費は、先行金融機関向けの優遇価格です（台数制限あり）。

（注２） 2002 年 4 月以降に参加された金融機関向けの会費については検討中です。

（注３） ORB アドバンスト・サービスの価格には、OperationalRisk Browser 稼動ハードウェア（PC1 台）のレンタル費用が含まれます。

（注４） ORB エンタープライズ・サービスの価格は、詳細お打合せの上で個別にご提案させて頂きます。

（注５） 現在協議されている BIS 規制見直しへの対応を含め OperationalRisk Browser の仕様変更を行う場合には、費用および提供時期について別途ご相談させて頂きます。

３．ORB ベンチマーキング・サービス

（１） 概要

・ 「データ・コンソーシアム」が収集した情報を元にして弊社が個別名称の除去と統計処理を行い、オペレーショナル・リスクの評価レポートをご提供します。

（２） 利用方法

・ 参加金融機関は、年２～４回行われる「ORB ベンチマーキング・サービス」のデータ提出期限までに Excel 形式で自行（自社）データを提出して頂きます。

・ 提出後、参加金融機関全体の集約統計情報と、自行（自社）の相対的な成績を示すベンチマーク・レポートを受け取ります。

（３） 運用形態

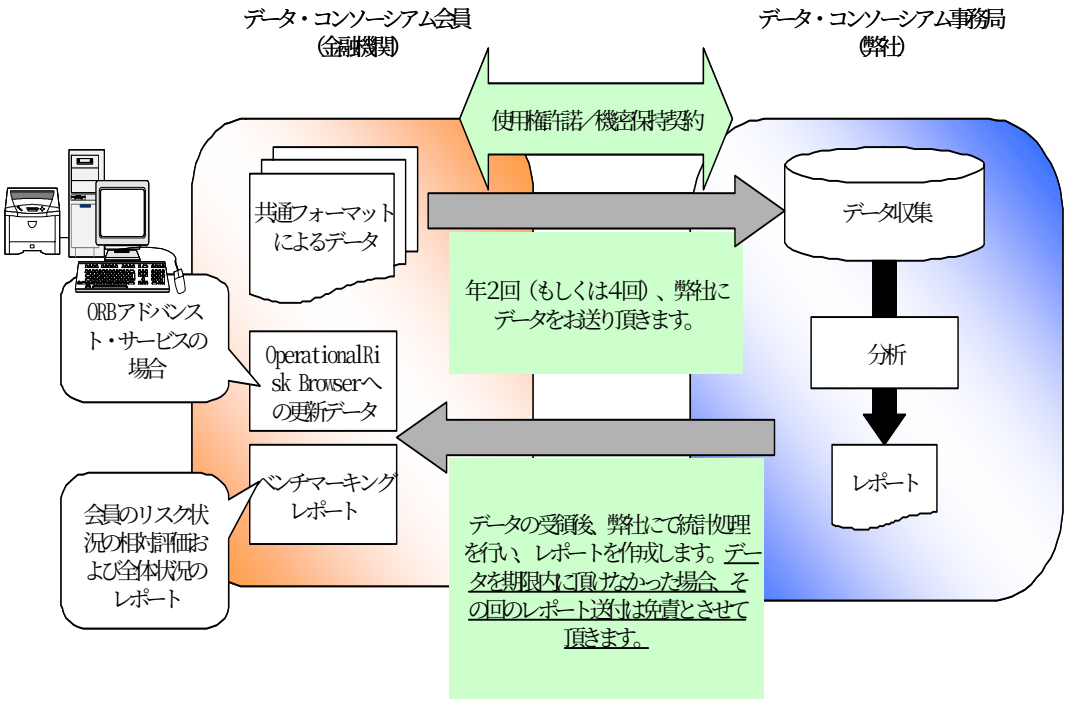

４．OperationalRisk Browser™ (ORB)

（１） 概要

- 弊社開発のオペレーショナル・リスク管理システムです。「内部計測手法」及び「損失分布手法」を用いたリスク計測機能と、内部データ収集機能を兼ね備えています。
- 「ORB ベンチマーキング・サービス」を利用されている場合には、システムのデータベースも定期的に更新されます。

（２） システム構成

- PC1 台のスタンドアロン型と、多数のユーザーで同時使用可能なクライアント・サーバー型を選択できます。

５．ORB ご提供構成

（１） ORB アドバンスト・サービスの場合

- 本システムは、スタンドアロン（PC１台）で稼動します。既存ネットワーク環境への接続を希望される場合には別途ご相談下さい。
- ハードウェアおよび関連ソフトウェアの障害時の保守サービスは、各サポート会社様へご照会願います（別途ご案内申し上げます）。
- OperationalRisk Browser およびその稼動環境に対し、お客様がハードウェアあるいはソフトウェアの改変・設定変更を行った場合は、保守サポートの対象外となる場合が御座います。

・ 弊社が提供する保守サービスは純粋なシステム保守であり、規制や他行動向あるいはリスク管理のあり方などの業務・経営コンサル的内容は含みません。

OperatinalRisk Browser （ALL-IN-ONE） 稼働環境
（１）OperationalRisk Browser （分析機能のみ）
（２）デスクトップパソコン
　－PentiumIII 1GHz、512MBメモリ、40GB HDD、DVD-ROM
（３）関連ソフトウェア
　－Windows 2000 Workstation、Oracle8i Personal Edition
　－Microsoft Office XP Standard、Norton AntiVirus2001
（４）15インチ液晶カラーモニター
　－シャープ（LL-E1501A）
（５）カラーレーザープリンター
　－キャノン（LBP-350）

（２） ORB エンタープライズ・サービスの場合

・ ご利用ユーザー数が増えた場合は、クライアント・サーバー形態でのシステム対応が可能です。
・ ORB は Web ベースのシステムです。このため、既存ネットワークや他システムとの関連を考慮した提案が可能です。

OperatinalRisk Browser（C/S）推奨環境
（１）OperationalRisk Browser（分析・内部データ収集機能搭載）
（２）ORBサーバー
　－PentiumIII 1GHz、1GBメモリ、120GB HDD
（３）ユーザー端末
　－PentiumIII 1GHz、512MBメモリ、40GB HDD、DVD-ROM
（４）関連ソフトウェア
　－Windows 2000 Server、 Oracle8i WorkGroupServer
　－Norton AntiVirus2001、 MS-Office XP Standard

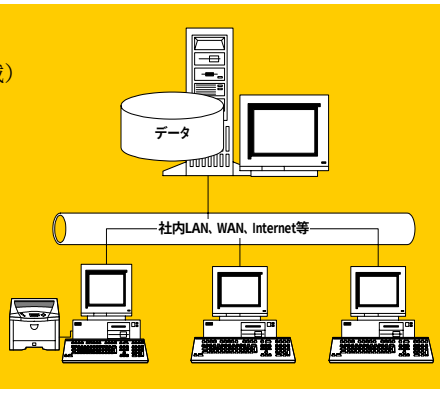

６．実施スケジュール

	～2002 年 3 月	2002 年 4 月～
データ・コンソーシアム関連	・ コンソーシアム発足	・ 金融業界の統括組織との連携 ・ 継続的な会員募集
ORB ベンチマーキング・サービス関連	・ 第１回仮データ提出（QIS2 準拠） ・ 第２回本番データ提出(2002 年 3 月頃)	・ 定例化（２～４回／年）
OperatinalRisk Browser 関連	（先行ユーザー向け優遇対応） ・ ORB アドバンスト・サービスでの配布（フェーズ１）	・ ORB アドバンスト・サービスでのご提案（フェーズ２）
	・ ORB エンタープライズ・サービスのご提案 ・ ORB の機能拡張、バージョンアップ	

（添付資料１）「データ・コンソーシアム」入力項目シート及び補足説明

（１）入力項目シート

損失データ - 1998 to 2000

(1) 入力必須項目　　(単位：円)

								Total loss		
参照番号	報告日	ビジネスライン（ﾚﾍﾞﾙ1）	損失事象タイプ（ﾚﾍﾞﾙ1）	損失事象タイプ（ﾚﾍﾞﾙ2）	社内部門1※	社内部門2※	他リスクとの2重計上（Y or N）	総損失	保険による回復	その他の回復

(2) 可能な場合の入力項目

価値低下			請求権逸失			補償			法的支払責任			行政指導			資産の損失または損傷		
グロス損失金額	保険による回復	その他の回復	グロス損失金額	保険による回復	その他の回復	グロス損失金額	保険による回復	その他の回復	グロス損失金額	保険による回復	その他の回復	グロス損失金額	保険による回復	その他の回復	グロス損失金額	保険による回復	その他の回復

Gross Income（業務粗利益）

（単位：百万円）

Date		コーポレート・ファイナンス	トレーディングとセールス	リテール・バンキング	コマーシャル・バンキング	支払と決済	エージェンシー業務	資産管理	リテール・ブローカレッジ
1998	Q1								
	Q2								
	Q3								
	Q4								
1999	Q1								
	Q2								
	Q3								
	Q4								
2000	Q1								
	Q2								
	Q3								
	Q4								

（2）ビジネスラインの割り付け例

ビジネスユニット	レベル 1	記入コード	レベル 2	事業活動の種類
投資銀行業務	コーポレート・ファイナンス	1	コーポレート・ファイナンス	M＆A、引受、民営化、証券化、調査、負債証券（政府、ハイ・イールド）、シンジケーション、IPO、セカンダリー私募販売
			地方公共団体/政府・ファイナンス	
			マーチャント・バンキング	
			アドバイザリー業務	
	トレーディングとセールス	2	セールス	債券、株式、外為、商品、与信、ファンディング、自己ポジション有価証券、貸付とレポ、ブローカレッジ、負債証券、プライム・ブローカレッジ
			マーケット・メーキング	
			自己勘定取引	
			トレジャリー	
銀行業務	リテール・バンキング	3	リテール・バンキング	リテール貸付と預金、バンキング・サービス、信託と不動産
			プライベート・バンキング	個人向け貸付と預金、バンキング・サービス、信託と不動産、投資アドバイス
			クレジット・カード業務	マーチャント/コマーシャル/コーポレート・カード、自社カードとリテール
	コマーシャル・バンキング	4	コマーシャル・バンキング	プロジェクト・ファイナンス、不動産、輸出金融、貿易金融、ファクタリング、リース、貸付、保証、外国為替手形
	支払と決済	5	外部顧客	支払と回収、送金、清算と決済
	エージェンシー業務	6	カストディー	エスクロー、デポジトリー・レシート、セキュリティー・レンディング（顧客）コーポレート・アクション
			コーポレート・エージェンシー	発行者と支払代理人
			法人信託	
その他	資産管理	7	一任資産管理	プール、分離、リテール、機関、クローズド、オープン、プライベート・エクイティ
			非一任資産管理	プール、分離、リテール、機関、クローズド、オープン
	リテール・ブローカレッジ	8	リテール・ブローカレッジ	注文執行とフル・サービス

（3）損失事象タイプの分類

事象タイプの区分（レベル1）	記入コード	定義	区分（レベル2）	記入コード	活動の例（レベル3）
内部の不正行為	I	少なくとも一人の内部関係者が関与する、詐欺、財産の横領・着服または規制・法令・社内規則の回避を目的とした類の行為による損失（差別行為は含まない）	権限外の行為	①	取引の意図的な隠蔽 権限外取引（金銭上の損失を伴うもの） ポジションの意図的な隠蔽
			窃盗および詐欺	②	詐欺／信用詐欺／無価値の預金 窃盗／ゆすり／横領／強盗 資産の横領・着服悪意を持った財産の破壊 改竄 小切手詐欺 密輸 口座の乗取り／なりすまし／その他 納税違反／脱税 賄賂／キックバック インサイダー取引（自己勘定外の）
外部の不正行為	II	第三者による、詐欺、財産の横領・着服または脱法を目的とした類の行為による損失（差別行為は含まない）	窃盗および詐欺	③	窃盗／強盗 改竄 小切手詐欺
			システム・セキュリティ	④	ハッカー損害 情報の盗難（金銭上の損失を伴うもの）
労務慣行および職場の安全	III	雇用・健康・安全に関する法令・協定に違反した行為、個人傷害に関する支払い、または差別行為から生じる損失	従業員との関係	⑤	報酬、手当、解雇の問題 組織的労働活動
			安全環境	⑥	一般的な賠償責任（転倒、転落、等） 従業員の健康と安全のルールに関する事象 従業員への補償
			差別行為	⑦	全ての差別行為
顧客、商品および取引慣行	IV	特定の顧客に対する善意または過失による職務上の義務違反（受託者要件、適合性要件など）または商品の性質・設計から生じる損失	適合性、情報開示および受託者要件	⑧	受託者要件／ガイドライン違反 適合性／開示の問題（Know Your Customer等） リテール消費者への開示要件違反 プライバシーの侵害、強要的販売行為、無断売買 機密情報の濫用、資手責任
			不適切なビジネス、マーケット慣行	⑨	反トラスト、不適切な取引／マーケット慣行、市場操作 インサイダー取引（自己勘定の）、免許外の行為 マネーロンダリング
			商品の欠陥	⑩	商品の欠陥（未許可等）、モデル・エラー
			選択、スポンサーシップおよびエクスポージャー	⑪	指針に沿った顧客に関する調査の不足 顧客のエクスポージャーリミットの超過
			助言業務	⑫	助言業務の効果に対する苦情
物的資産の損傷	V	災害その他の事象による有形資産の損失・損害から生じる損失	災害その他の事象	⑬	自然災害による損害 外的要因による人的損害（テロリズム、蛮行）
事業活動の中断、およびシステム障害	VI	事業活動の中断およびシステム障害から生じる損失	システム	⑭	ハードウェア、ソフトウェア、通信系、機器の停止／故障
取引実行、デリバリー、プロセスの管理	VII	取引相手やベンダーとの関係に起因する、トランザクション・プロセシング上のまたはプロセス管理上の失敗からの損失	取引の捕捉、実行およびメンテナンス	⑮	コミュニケーションの欠如、データ入力、メンテナンス、ローディングエラー 期限超過、義務違反、モデル／システムの操作ミス 勘定エラー／属性設定エラー、その他の職務上の失敗 デリバリーの失敗、担保管理の失敗、リファレンス・データ・メンテナンス
			モニタリングおよび報告徴求	⑯	報告義務違反 不正確な外部報告（損失が発生したもの）
			顧客の取込みおよび文書管理	⑰	顧客の許容／拒絶手続きの欠落 法的書類の紛失／未完成
			顧客口座の管理	⑱	口座への不許可アクセス 誤った顧客記録（損失が発生したもの） 過失による顧客資産の損失・損害
			取引相手	⑲	顧客以外の関係者のミス その他の顧客以外の関係者からの苦情
			ベンダーとサプライヤー	⑳	アウトソーシングベンダーとの争議

（4）損失結果のタイプ

区分	定義／論点	内容
法的支払責任	判決、調停その他の法的費用	■裁判所における訴訟手続あるいは調停に関して発生する費用（外部弁護士費用、調停、判決による支払い等を含む） ■事象に直接関係する外部の法的費用 ■会計上の価値低下
行政指導	罰金またはその他科料の直接的な支払い（免許取消等）	■行政上の違反行為に対する罰金 ■行政上の違反行為に関する聴取時の弁護士陳述に対する費用
資産の損失または損傷	何らかの事件（不注意、事故、火災、地震）による物的資産の価値の直接的な低下	■短期的な事業継続のための再配置費用 ■事業継続のためのサードパーティ・サプライヤーの利用 ■火災、水害その他災害後における物件復旧費用 ■火災、水害その他自然災害による資産の価値低下／償却 ■無形資産（データ等）の損失／破壊
補償	銀行に法的責任があるオペレーショナル損失による第三者への支払い	■事業中断による損失（銀行責任のもの）に基づく顧客からのクレーム ■価格設定ミスによる顧客からの苦情による損失補填 ■決済遅延によるネット金利費用 ■強盗による顧客機密情報の喪失、顧客の傷害による損失および銀行へのクレーム ■従業員の詐欺による銀行の顧客資金／資産の復旧 ■銀行に損失補償の支払いが求められる外部の詐欺による顧客資金の損失
請求権逸失	第三者が銀行に対する義務を履行しなかった場合に発生する損失で、その原因がオペレーショナルリスクに係る失敗や事象に帰せられるもの（すなわち、取引先が支払不能あるいは支払を拒否した場合であっても回避し得たもの）	■ミスによる誤った資金異動または二重支払いで回復不能なもの ■信用上の操業損失：書類作成ミス、不十分なモニタリング、権利行使の完了の失敗 [検討中] ■書類の不備あるいは取引先の確認失敗によるネッティング契約の実行不能 [信用損失かオペレーショナル損失かについて検討中]
価値低下	窃盗、詐欺、権限外の行為による資産の価値の直接的な低下、またはオペレーショナルリスクに係る事象の結果として生じた市場および信用上の損失	■期限内に資産を取得／デリバリーできなかったことから、市場価格が変動してしまったこと ■権限外の取引による損失（rogue trading） ■超過取引による損失（マーケットエクスポージャーリミットの超過） ■価格設定ミスによる期待収入の低下 ■従業員の詐欺による損失の償却 ■外部の詐欺または 窃盗による銀行財産／収入上の損失 ■外部からのセキュリティ侵害による、問題究明・解決のためのコンサルタント雇用
さらなる考慮点（区分に関係なく）		■調査／修復のためのコンサルタント／第三者への費用（様々な区分において該当する可能性あり） ■アウトソーシング先選定の失敗に関する費用（様々な区分において該当する可能性あり） ■コンサルタントに問題原因を理解させ解決法を提示させる必要のある、オペレーショナルリスクに係る損失につながる内部統制の機能不全（様々な区分において該当する可能性あり）

（添付資料２）データ・コンソーシアム入会に関する契約書　－見本－

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という）とニューメリカルテクノロジーズ株式会社（以下「乙」）とは、本件業務の遂行にあたり、以下のように契約を締結する。

第１条　契約の目的と定義

１．本契約において「本件業務」とは、乙による「データ・コンソーシアム」の運営及び甲に対する「ORB（OperationalRisk Browser）ベンチマーキング・サービス」の提供とそれに附帯する業務を総称していうのもとする。

２．本契約において「データ・コンソーシアム」とは、乙が独立で運営する機関であり、乙が「ORB ベンチマーキング・サービス」を提供するにあたり、甲を含む「データ・コンソーシアム」に入会している金融機関（以下「会員」という）から一定期間にデータを収集し、データベース化を行う事を目的とするものとする。

３．本契約において「ORB ベンチマーキング・サービス」とは、「データ・コンソーシアム」で収集されたデータをもとに、乙が会員に対し提供するベンチマーク・レポート及び附帯的サービスをいうものとする。

４．甲及び乙は、本契約の締結をもって本契約の各条項に従い、甲が会員となることに合意するものとする。

第２条　「本件業務」の運営

１．本契約は会員数が３（以下「最低会員数」という）以上になった時点で乙が本件業務の運営を開始するものとし、その会員数が 2002 年 3 月末日までに最低会員数に満たなかった場合は、本契約第６条に関わらず、甲及び乙は、相手方に通知する事で、本契約を解除できるものとする。

２．甲は、本契約第１条第２項に関する乙の本件業務遂行にあたり、甲が保有する適切なデータを予め定められた項目、形式及び媒体で乙に提供するものとする。

３．乙は、前項の定めに従い甲からデータを授受した場合に限り、甲に対し「ORB ベンチマーキング・サービス」を提供するものとする。但し、当該サービスの具体的内容は、本契約別紙に定めるものとする。

４．本条前三項に関わらず、本契約期間中に、何らかの事由で最低会員数もしくは本条第２項に定められたデータの提供社数が３社を下回った場合は、乙は甲に通知する事で、本件業務の運営を一時的もしくは永続的に停止するか、本契約を解除できるものとする。

５．甲が別紙１．（１）．①に記載されたサービスを選択したにも関わらず、甲によるデータの提供の遅延もしくは当該事項に対する違背があった場合で、乙が甲へ要求したにも関わらずその違背が是正されない場合は、乙は甲に通知することで、ソフトウェアの使用許諾を打ち切る事ができるものとする。

第３条　会費及び支払条件

１．甲は、本件業務遂行の対価として、本契約別紙に定める会費を別紙に定める支払条件にて乙に支払うものとする。

２．乙は、本件業務遂行上、支出した交通費及び事前に甲が承認した宿泊費その他の費用の実費を甲に

対し請求できるものとする。

第４条　実施場所

本件業務の実施場所は、本契約別紙に定めるものとする。

第５条　本件業務実施要員及び実施責任者

１．乙は、本件業務の実施要員（以下「実施要員」という）及び実施責任者（以下「実施責任者」という）を選任するものとする。

２．実施責任者は実施要員に対する指揮監督及び管理を行うものとし、乙は、これら指揮監督等を的確に行うのに十分な技術、能力、経験及び知識を有する者を実施責任者に選任するものとする。

３．乙は、やむを得ない事情により実施要員又は実施責任者を変更する場合は、本件業務の実施に支障を及ばさないよう十分配慮するものとし、かつ、十分な予告期間をおいて、新旧実施要員又は新旧実施責任者を甲に通告するものとする。

４．乙は、本件業務の実施場所における職場秩序、安全、機密保持等に関する諸規則、慣行等を遵守するものとする。

第６条　契約期間と契約内容の変更

１．本契約は､2002 年 3 月末日をもって終了するものとし、甲及び乙が、本契約が終了する２ヶ月前までに合意した場合には、当該契約期間はさらに１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

２．甲又は乙は、変更の内容及び理由等を明記した書面を相手方に提示する事で、本契約の変更を申し入れる事ができるものとし、甲又は乙は、相手方の申し入れの内容と実現手段を検討するものとする。さらに、乙は、当該申し入れの日から 30 日以内に、全会員に対して、当該変更の内容に関し告知し、変更の可否につき協議を行うものとする。なお、かかる協議が調わない間、乙は特段の事情がない限り、変更前の条件に従って作業を進めることができるものとする。

第７条　機密情報の取扱いと権限

１．甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。

（１）　秘密保持義務を負うことなく既に合法的に保有している情報

（２）　秘密保持義務を負うことなく第三者から合法的に入手した情報

（３）　相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

（４）　本契約に違反することなく、且つ、受領の前後を問わず公知となった情報

（５）　相手方から次項に従った秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

２．甲及び乙は、秘密情報を相手方に提供する場合、秘密情報の範囲を特定し、書面による場合には、秘密情報である旨の表示を明記して行うものとする。但し、甲が「データ・コンソーシアム」に関連し乙に提供するデータは、甲による特段の明記がなくても乙は当該データを秘密情報として取扱うものとする。

３．秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。

４．甲及び乙は、本契約に基づき相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとする。

5．甲及び乙は、秘密情報の使用目的を達成した場合、秘密情報の使用の必要性が失われた場合、又は相手方からの要求があった場合には、すみやかに秘密情報を含む資料、物品等、及びそれらの複製物を返還するものとする。

6．甲及び乙は、秘密情報を相手方に開示することができる正当な権限を有することを保証する。

7．本条の規定は、各秘密情報の開示を受けた日から甲・乙の責によることなく公知となるまで存続するものとする。

第８条　知的財産権等の取扱い

1．甲は、乙が甲のために提供するソフトウェアがある場合は、別途甲乙間で「使用権許諾契約」を締結することで、当該ソフトウェアを使用できるものとする。

2．本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産権（以下、併せて「発明等」という。）に関し、当該発明等の特許を受ける権利は乙に帰属するものとする。

3．乙は甲から受領したデータに関し、本件業務の遂行及び乙によるソフトウェアの開発に際し、本契約第７条の定めに従い、使用、編集、追加及び修正を行える権利を有するものとする。

第９条　損害賠償責任

1．本契約に関連して甲に生じた損害に対する乙の損害賠償責任は、データの消去又は破壊及びそれにより生じた損害、ソフトウェアを使用できなかったこと及びそれにより生じた損害、甲が得ることができたであろう利益の喪失及び乙の行為と直接的因果関係を有しない損害に対してはおよばないものとする。また、その損害賠償額は、甲の請求の原因の如何に関わらず、本契約第３条第１項に定める対価を超えないものとする。

2．前項の制限は、乙の故意又は重過失により甲に生じた損害については適用されないものとする。

第１０条　解除

1．甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときには、相手方に書面で通知した上で、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　重大な過失又は背信行為があったとき

（２）　支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立があったとき

（３）　手形交換所の取引停止処分を受けたとき

（４）　公租公課の滞納処分を受けたとき

（５）　その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

2．甲又は乙は、相手方の債務不履行が相当期間を定めてなした催告後も是正されないときは、相手方に書面で通知した上で、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3．甲又は乙は、前各項により相手方より本契約の全部又は一部が解除されたときは、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとする。

第１１条　一般条項等

1．甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとする。

2．本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法を準拠法とする。

3．本契約は、本契約で規定する事項に関する甲と乙との間の合意の全てを規定したものとし、他のいかなる条件にも優先するものとする。

４．本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義を生じた場合には、乙と甲間で協議の上これを解決するものとする。

５．本契約に関する甲と乙との間の訴訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

本契約成立の証として本書２通を作成し、両当事者記名捺印の上、各１通を保有する。

＿＿年＿＿月＿＿日

甲：

乙：

東京都文京区本郷３丁目４２番５号

ニューメリカルテクノロジーズ株式会社

代表取締役社長　鳥居　秀行

印

印

別紙

１．「ORB ベンチマーキング・サービス」の内容

（１）サービスの種類

以下の２種類のサービスから次のサービスを選択するものとする。

乙が甲に提供するサービスは、　　とする。

また、甲が①を選択した場合は、本契約第８条第１項に従い、甲乙間で別途「OperatinalRisk Browser™」の使用許諾に関する契約を取交わすものとする。

① ORB アドバンスト・サービス

－ベンチマーキング・レポートの提出

－「OperatinalRisk Browser™」ALL-IN-ONE パッケージの提供

② ORB スタンダード・サービス

－ベンチマーキング・レポートの提出

（２）サービスの内容

サービスを構成する内容は以下の通りとする。

① ベンチマーキング・レポート

－全体分析レポート（レーダーチャート、ヒストグラム）

－個別分析レポート（ビジネスライン毎の損失金額分析・頻度分析）

－総括評価レポート

② 「OperatinalRisk Browser™」ALL-IN-ONE パッケージの内容

－OperatinalRisk Browser™　ソフトウェア使用権許諾

－上記ソフトウェアが稼動する環境（スタンドアロン）の貸与

（３）保守サポート

乙は甲が、「OperatinalRisk Browser™」ALL-IN-ONE パッケージを選択した場合、次の保守サポートを提供するものとする。

(a) OperatinalRisk Browser™ の不具合対応（修正版の配布）

(b) OperatinalRisk Browser™ 及び関連ソフトウェアのプリインストール

(c) 電子メールもしくはＦＡＸによる OperatinalRisk Browser™ の障害対応支援

(d) OperatinalRisk Browser™ 障害時の修復・復旧サポート。センドバックによるオフサイトサポート（送料は甲の負担）

(e) 乙は、上記保守サポートを平日月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時までの時間帯に提供する。但し、祝祭日及び年末年始（１２月２９日から１月５日まで）を除くものとする。

(f) 上記（a）から（e）の記載にも関わらず、甲による製品の改造・改変により生じた障害、取扱説明書もしくはマニュアルに記載されていない使用方法や注意に反する操作等により生じた障害、災害・地震・水害・落雷・その他天変地異・公害・異常電圧によって生じた障害については、

乙の保守サービス提供の対象外とするものとする。また、その障害の原因がハードウェア関連に起因する場合は、所定のハードウェア保守サポート会社が、その修復にあたるものとする。

2．会費及び支払い条件

（1）ORB アドバンスト・サービス

①2002 年 3 月末までの会費	200,000 円
②2002 年 4 月 1 日から 2003 年 3 月末までの年間会費	480,000 円

（2）ORB スタンダード・サービス

①2002 年 3 月末までの会費	無償
②2002 年 4 月 1 日から 2003 年 3 月末までの年間会費	280,000 円

（3）支払い条件

甲は乙に対し、上記（1）（2）の会費に消費税相当額を加算した金額を乙から適切な請求書を受領した翌月末までに、現金一括にて乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。

3．実施場所

（1）　乙の事業所

（2）　甲の国内の事業所

（以下余白）